

鉄人広場等を活かした賑わい創出事業補助金交付要綱

令和6年4月1日 長田区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、鉄人広場および周辺商店街での集客イベント開催を通して、鉄人28号モニュメントを長田のランドマークとして神戸市内外にPRするとともに、地域の活性化を図ることを目的とする事業（以下「補助対象事業」という。）に係る補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉄人広場 若松公園（長田区若松町6丁目）内に位置する、鉄人28号モニュメントが建立されている広場
- (2) 鉄人28号モニュメント 横山光輝氏の作品「鉄人28号」の実寸大モニュメント

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となるものは、第1条の目的を達するために、長田区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める団体等で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助対象団体（以下「団体」という。）は、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織であること。
- (2) 鉄人28号モニュメントのPRに際し、著作権者の許諾を得られること。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にないこと。
- (4) 宗教的活動及び政治的活動を行っていないこと。
- (5) 対象事業に対して公共団体等から補助又は助成を受けていないこと。

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 会場費、設営費
- (2) 通信費、運搬費
- (3) 印刷費、広報費
- (4) 報償費、役務費
- (5) 消耗品費、備品費
- (6) 企画費
- (7) その他区長が必要と認める経費
- (8) 区長がやむを得ないと判断する事由により補助対象事業が中止となった場合における、(1)～(7)に掲げる経費（第6条による申請の額を上限とする）

2 次に掲げる経費は、対象経費としない。

- (1) 第7条第1項の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）の人件費及び運営に相当する経費
- (2) 飲食費、懇親会費、交際費、レセプション費その他これらに類する経費
- (3) 領収書がない等使途が明確でない経費
- (4) その他区長が適当と認めない経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次条による申請の額を上限として、予算の範囲内で区長が決定する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請を行おうとするもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、補助事業を実施する前に区長に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) 団体の概要がわかる書類（規約・会則等）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行ったときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類によるものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号の承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第2号)を、同項第2号の承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨をそれぞれ補助金交付決定変更通知書又は補助事業中止(廃止)承認通知書により、当該補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条第1項の報告をしようとするときは、次の書類を当該補助事業の完了後、速やかに区長に提出することにより行うものとする

- (1) 補助事業実績報告書(様式第4号)
- (2) 補助事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 区長は、補助金規則第16条第1項の規定により補助金の交付額の確定を行ったときは、次の書類により、速やかに補助事業者に通ずるものとする。

- (1) 補助金額確定通知書
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第5号)を区長の定める期日までに区長に提出するものとする。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を当該補助事業者に支払うものとする。

(交付の特例)

第12条 補助事業者は、補助金規則第18条第2項の規定により補助事業の完了前に概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書(様式第6号)を区長に提出するものとする。

2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、速やかに当該請求に係る補助金を当該補助事業者に支払うものとする。

3 区長は、補助金規則第20条第2項の規定による返還が生ずる場合は、速やかに納付書を発行し、直ちにその返還を命ずるものとする。

4 補助事業者は、当該補助事業について、交付決定額を上限として、複数回に分けて補助金概算払交付請求書(様式第6号)を区長に提出することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、補助金規則第19条第3項の通知は、補助金交付決定取消通知書により行うものとする。この場合において、区長は、既に補助金を交付しているときは、速やかに納付書を発行し、直ちにその返還を命ずるものとする。

附則

(施行期日)

- 1** この要綱は、令和2年3月2日から施行する。
- 2** この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3** この要綱は、令和6年4月1日から施行する。